

■ヤミ金融

<事例1>

子どもが、融資業者にお金を借りたようで、わたしの会社へ、毎日何十回と取り立ての電話がある。

<事例2>

突然お金が必要になり、ある業者に2万円の融資を頼んだ。
しかし、振り込まれたのは1万5千円で、1週間後に3万円を返せと言われた。
「返せないので給料日まで待って欲しい」と言ったが、「入金がないときは、実家や会社へ督促の電話をする」と脅された。

<事例3>

家族の入院費が必要になり、インターネットで見つけた低金利の業者に100万円を借りた。その際、自宅・実家・会社の住所・電話番号を伝えた。
業者から「信用調査が必要なので、消費者金融の3社から、それぞれ30万円を借りて、全額をこちらに預けてほしい」と言われ、お金を借りた。
業者にお金を送る前に、心配になり、友人に相談すると「だまされていないか」と言われたので、業者に断りの連絡を入れた。
すると、実家や会社に嫌がらせの電話がひっきりなしにかかってくる。

●違法な取り立て行為への規制が強化

貸金業は、財務局か都道府県の登録を受けた業者しかできません。
無登録の業者はいわゆる「ヤミ金融」と呼ばれ、ヤミ金対策法で規制されています。

- ①正当な理由なしに、不適當な時間帯（午後9時から午前8時）に取り立てたり、勤務先など居宅以外の場所に、電話や訪問を行うこと。
- ②債務者または保証人以外の第三者に対し、理由もなく返済を迫ること。

●相談してください

違法な金融業者による被害や取り立てによる脅し、出資法違反の高金利貸付けの被害などについては、勇気を出して相談してください。